

平成28年度
埼玉県公立小中学校
臨時的任用教職員・非常勤講師
募集します

平成28年度の公立小・中学校における教職員の欠員補充や、育児休業・病気等により勤務することができない教職員の代替等として、臨時的任用教職員及び非常勤講師を募集します。

応募資格

- ①教員については教員普通免許状、学校栄養職員については栄養士免許状または管理栄養士免許状を所有している方、または取得見込みの方
- ②地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当しない方

※応募の際は「希望調書」の提出が必要です。詳細は埼玉県教育委員会HPをご覧ください。

問合せ ◆学校教育課 ☎☎275
◆埼玉県教育局西部教育事務所
人事・学事担当
☎049-242-1805

認知症サポーター養成講座

高齢化が進み、認知症は身近になっています。サポーターは、認知症を正しく理解し、温かい目で見守る応援者です。受講された方にはオレンジリングとサポーター証をお渡しします。

日時 3月3日(木) 午後2時～3時
場所 小川町立図書館 2階大会議室
費用 無料 定員 20人(先着)
申込み 2月26日(金)まで(電話も可)
問合せ 小川町社会福祉協議会地域包括支援センター ☎74-3461

児童館 ミニ運動会

「よーい、ドン！」走ったり、投げたり、踊ったり。見ているだけでも楽しい運動会。みんなで楽しく遊びましょう!

日時 2月5日(金)
午前10時30分～11時30分
場所 パトリアおがわ 生きがいホール
対象 就学前乳幼児とその保護者
持ち物 飲み物
※危険防止のため、親子ともに運動に適した靴を履いて参加いただくようお願いします。

問合せ 児童館 ☎74-2359



(公社)小川町シルバー人材センター
職員を募集します

シルバー人材センター事業の推進に
意欲のある方をお待ちしています!

シルバー人材センターは、高齢の方が、公共機関・民間企業・一般家庭から就業の機会を得てシルバー会員として働くことを通して、健康で生きがいを持って地域社会に貢献することを目的としています。

職種 一般(庶務・業務全般) 事務 採用人数 1人

受験資格 平成2年4月2日～
平成10年4月1日生まれの方

受付期間 2月15日(月)～19日(金)
午前8時15分～午後5時
*郵送の場合は、19日(金)消印有効

採用時期 4月1日
※詳細は「職員採用試験案内」をご覧ください。シルバー人材センターに用意してあります。

問合せ (公社)小川町シルバー人材センター
☎72-3448

3人目以降のお子さんの
学校給食費を助成します

小川町に住所を有し、小・中学校(私立含む)に3人以上のお子さんが通学している保護者の方に、3人目以降のお子さんの学校給食費を助成する事業を始めました。随時申請を受け付けています。詳細は、学校給食センターにお問合せください(土・日・祝日を除きます)。

対象 小川町に住所を有し、平成27年11月1日現在、小・中学校(私立含む)に3人以上のお子さんが通学している保護者の方
ただし、次の事項に該当しないこと
○学校給食費に未納がある
○国から学校給食費の給付等を受けている

申請 申請書に必要事項を記入し、学校給食センターに提出してください(郵送も可)。

問合せ 小川町学校給食センター ☎72-0673
(〒355-3021小川町大字小川377)

甲種防火管理新規講習会

消防法に定める防火管理者の資格を取得するための講習会です。詳細は、比企広域消防HPに掲載しています。

期日 2月24日(水)・25日(木)の2日間
場所 比企広域消防本部 講堂(東松山市上野本1300-1)
費用 5,000円
定員 防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的または監督的な地位にある方 80人(先着) *管内在住・在勤の方優先

申込み 2月15日(月)～19日(金)
午前8時30分～午後5時
受講費を添えて消防本部予防課または小川消防署指導係へ

問合せ 比企広域消防本部 予防課 ☎23-2268

高額医療・高額介護合算療養費制度

1か月の医療費や介護サービス費の自己負担額が、月単位の限度額を超えた場合、医療保険からは高額療養費が、介護保険からは高額介護(介護予防)サービス費が支給され、皆さんの負担の軽減を図っています。

さらに、医療保険と介護保険両方の制度を利用している世帯の負担を軽減するために「高額医療・高額介護合算療養費制度」があります。

1年間(8月1日～翌年の7月31日)の自己負担額について、対象となる場合には申請いただき、認められると、限度額を超えた部分が支給されます。ただし、金額が500円以下の場合には支給されません。

1年間の医療費の自己負担額 - 1年間に支給を受けた高額療養費 = A				
1年間の介護サービス費の自己負担額 - 1年間に支給を受けた高額介護サービス費 = B				
※基準日(毎年7月31日)において、同一の医療保険の世帯員は合算します。 A+Bの合計額が下表の自己負担限度額を超えた場合は支給対象となります。				
自己負担限度額				
	後期高齢者 医療制度+ 介護保険	国民健康保険・ 会社の健康保険 等+介護保険 70～74歳の方	国民健康保険・会社の健康保険等+介護保険 70歳未満の方	
現役並み所得者・ 上位所得者	67万円	67万円	基準総所得額901万円超	176万円
			基準総所得額600万円超～901万円以下	135万円
一般	56万円	56万円	基準総所得額210万円超～600万円以下	67万円
			基準総所得額210万円以下	63万円
町県民税 非課税世帯	低所得Ⅱ	31万円	31万円	町県民税非課税世帯
	低所得Ⅰ	19万円	19万円	

※同一世帯に70歳未満と70歳以上の方がいる場合等は、それぞれの限度額を適用します。また、基準日(毎年7月31日)に加入していた医療保険が適用となります。

支給申請の手続き

◆平成27年7月31日に小川町の国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入していて、今回該当すると思われる方には、平成26年度の申請書を送付しています。

ただし、1年間に加入している医療保険に変更がない方が対象です。また、前回送付分の申請書(対象年度が平成25年度)を未申請の方は、早めに申請してください。

◆社会保険に加入している方は、勤務先や、加入している健康保険組合等にお問合せください。

問合せ 町民生活課 保険グループ ☎☎148・149 福祉介護課 介護保険担当 ☎☎163

国民年金保険料 口座振替で前納できます 問合せ 町民生活課 戸籍年金担当 ☎☎146

国民年金保険料は口座振替でまとめて納めると、割引額が多く大変お得です。また、口座振替の利用により納め忘れを防止できます。

前納の種類		申込期限	割引額 (H27年の例)
2年前納	4月～翌々年3月分		
1年前納	4月～翌年3月分	2月末日	15,360円
6か月前納	4月～9月分		8月末日
	10月～翌年3月分	1,060円	

＜手続きの際にご持参ください＞
*年金手帳または納付書
*預(貯)金通帳
*預(貯)金通帳届出印
提出先 川越年金事務所または小川町役場町民生活課